

※令和3年5月12日発出の県教育委員会の指示を受けての対応です。変更点は、太文字で波下線があるところです。
なお、今後の状況で対応が変わる可能性があります。

2021年度改訂版

(小中学校の家庭連絡用)

新型コロナウイルス感染症の検査を受ける場合の対応について 多治見市教育委員会

- ◆ **本人に、以下の症状が一つでもある場合は、学校に連絡の上、無理をせず、自宅で休養してください。できる限り医師の診断を受けてください。また、同居家族の方に以下の症状が一つでもある場合も、学校に連絡の上、登校を控えてください。(出席停止扱い)**

【症状】微熱(普段よりも高い熱)、高熱(目安 37.5 度前後よりも高い)、咳、のどの痛みやくしゃみ等の風邪症状(その他の風邪症状)、味やにおいを感じない、強いだるさ、息苦しさ

- ◆ **以下の事案が発生した場合は、学校へ速やかに連絡をお願いします。**

児童生徒 又は 同居家族	が	・新型コロナウイルスに感染した場合 ・濃厚接触者に特定された場合 ・PCR検査を受ける場合
--------------------	---	---

連絡先：〇〇〇学校(〇〇-〇〇〇〇)、緊急携帯電話(〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

○ 児童生徒本人がPCR検査を受ける場合

- (1) **濃厚接触者として受ける場合**・・・結果が判明するまで、出席停止とします。
 - ①陰性の場合・・・保健所に指示された期間は出席停止とします。
 - ②陽性の場合・・・保健所または医療機関の指示に従って対応してください。
- (2) **発熱等で医師の指示により受ける場合**・・・結果が判明するまで、出席停止とします。
 - ①陰性の場合・・・症状が回復するまで出席停止とします。
 - ②陽性の場合・・・保健所または医療機関の指示に従って対応してください。
- (3) **念のため受ける場合**・・・結果が判明するまで、出席停止とします。
 - ①陰性の場合・・・判明後、通常登校できます。
 - ②陽性の場合・・・保健所または医療機関の指示に従って対応してください。

○ 同居家族がPCR検査を受ける場合

- (1) **濃厚接触者として受ける場合**・・・結果が判明するまで登校を控えてください。(出席停止扱い)
 - ①陰性の場合・・・判明した翌日から、通常登校できます。
 - ②陽性の場合・・・保健所の指示に従って対応してください。
- (2) **発熱等で医師の指示により受ける場合**・・・結果が判明するまで登校を控えてください。(出席停止扱い)
 - ①陰性の場合・・・判明した翌日から、通常登校できます。
 - ②陽性の場合・・・保健所の指示に従って対応してください。
- (3) **念のため受ける場合**・・・**結果が判明するまで登校を控えてください。**(出席停止扱い)
 - ①陰性の場合・・・判明した翌日から、通常登校できます。
 - ②陽性の場合・・・保健所の指示に従って対応してください。

○ 通っている学校の児童生徒や職員のPCR検査で陽性反応が出た場合

- 学校は判明後、保健所の指導を受け学級閉鎖、学年閉鎖、臨時休校等の措置を行います。
児童生徒が学校で活動中に判明した場合、速やかに下校となります。
- 臨時休業の間、関係施設の消毒作業を行い、濃厚接触者の特定及びPCR検査を実施します。
PCR検査対象者全員が陰性であることが判明した後、休業した学級、学年、学校を再開します。
- 新たに陽性者が判明した場合は、保健所の指示を受けて臨時休業を継続します。
新たに濃厚接触者を特定し、PCR検査を実施します。
全員が陰性であることが判明した後、学級、学年、学校を再開します。

